

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」  
に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

なお、当協会は、一部の企業が IFRS 第 9 号の導入に既に投じた時間と労力を考慮して最小限の変更が望ましいと、貴審議会が考えていることは承知している。一方で、財務諸表利用者が意思決定を行う際に有用な財務情報を提供するために「質の高い単一の基準」を達成するという目的の重要性にも留意すべきであると考えている。そのため、当協会は、公開草案に記載された質問に回答するとともに、質問に含まれていないものの我々が重要であると考えている組込要素の分離処理の容認規定の導入等についても意見を記載している。

本件の検討に当たり、我々の意見が、貴審議会によるさらなる基準開発の助けとなることを期待する。

質問 1

元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との間の改変された経済的關係は、IFRS 第 9 号の目的上、元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローを内容としていると考えることができることに同意するか。これが当てはまるのは、契約上のキャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でない場合であり、かつ、その場合のみであることに同意するか。同意しない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(回答)

1. 金融資産における元本と貨幣の時間価値および信用リスクの対価との経済的關係が金利のミスマッチの要素やレバレッジにより改変されている場合であっても契約キャッシュ・フロー要件を満たしていると考えられることに同意する。
2. IFRS 第 9 号の既存のガイダンスが非常に厳格に解釈され、重大でないものであっても改変があれば契約キャッシュ・フロー要件を満たさないと判断されてしまうという懸念への対処が必要であると考えためである。
3. 但し、契約キャッシュ・フロー要件については依然として改善すべき点があると考えており、その点は質問 2・3 をご覧頂きたい。

## 質問 2

本公開草案は、改変された経済的関係の評価について十分に運用可能な適用指針を提案していると考えられるか。そう考えない場合には、その理由は何か。どのような追加のガイダンスを提案するか、また、その理由は何か。

(回答)

4. 提案されているガイダンスは、十分でも運用可能でもないとする。

(ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較方法)

5. B4.1.9Eにおいて、評価の対象とする金融資産に係るキャッシュ・フローと、ベンチマーク商品のキャッシュ・フローとの相違が重大でないとは言えないものとなる可能性があるのかどうか、分析をほとんど又は全くしなくても明らかである場合には詳細な評価を行う必要はないとされていることは理解している。しかしながら、改変された経済的関係がある場合の評価方法として、全てのケースについて個々の金融商品の契約キャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローの比較を行うことは実務上負荷が大きく運用可能ではない。そのため、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの定量的な比較は、必須の手続きではないことを明確化頂きたい。

(ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較方法の明確化)

6. 提案されているガイダンスでは、契約キャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フローを比較するにあたって、具体的にどのように比較するのか、例えば、契約期間にわたるキャッシュ・フローの総額を比較し相違が重要でないことを確認するのか、各利息期間毎のキャッシュ・フローを比較し相違が重要でないことを確認するのか等、が明確でない。
7. 契約キャッシュ・フロー要件は「回収」又は「回収および売却」の事業モデルのみに関係し、それらの事業モデルでは長期（契約期間）にわたって金融資産は保有され、その契約キャッシュ・フローが回収されることに留意すべきである。その観点では、利息期間毎に比較し相違を評価する方法よりも、契約期間通算で比較し評価する方法の方が、事業モデルと整合的であり、関連性のある情報が提供されうると考える。

## 質問 3

この IFRS 第 9 号の修正案は、金利のミスマッチの要素を含んだ金融資産への、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用を明確化するという目的を達成すると考えるか。元本及び利息の支払のみと考えるべき契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産をより適切に識別することになるか。そう考えない場合には、その理由は何か。また、その代わりにどのような提案をするか。

(回答)

8. IFRS 第 9 号 (2010 年) および公開草案は利息の定義が不明確であり、元本および利息の支払のみと考えるべき契約上のキャッシュ・フローを有する金融資産を適切に識別できないことを懸念する。

(利息の定義)

9. 一般に、実際の金融商品における契約上の利息には、貨幣の時間価値および信用リスクの対価の他、流動性リスクの対価 (IFRS 第 9 号 (2010 年) BC4.22)、自己の信用リスクを反映したファンディングコスト、事務管理コスト等、様々な要素が含まれている。
10. 4.1.3 では「利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクの対価」とされ、また、B4.1.8A では「契約上のキャッシュ・フローに、元本、貨幣の時間価値及び信用リスクと関連のない支払が含まれている場合には、その契約上のキャッシュ・フローは、元本及び利息の支払のみを表すものではない。」とされているが、当該規定が過度に厳格に解釈されることを懸念している。
11. 具体的には、多くのレバレッジのない通常の金融資産について、(1)元本、貨幣の時間価値および信用リスクと関連のない支払いが含まれているかの評価を行わなければならなくなり、結果として実務負担が生じること、および(2)当意見書第 9 項で述べているような様々な要素を含んだ一般的な商品が FVPL に区分されることを懸念している。
12. 以上のとおり、一般的な金融商品であっても、利息を貨幣の時間価値および信用リスクのみで説明することは厳密には困難であり、4.1.3・B4.1.8A の見直しが必要であると考えられる。
13. なお、B4.1.9B では、ベンチマーク・キャッシュ・フローを、改変された経済的関係をもつ金融資産と信用度が同じで、金利の改変以外の点での契約条件が同じキャッシュ・フローと定義している。この定義によれば、金利の改変の要素のみを取り除いたベンチマーク・キャッシュ・フローにも第 9 項で述べたような様々な要素が含まれると解釈されるため、この点は、B4.1.9B は前項までの我々の意見と整合的であると言える。

質問 4

契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている金融資産については、次のようにして、OCI を通じて公正価値で測定することを要求すべきであることに同意するか (契約上のキャッシュ・フローの特性の評価を条件とする)。

- (a) 金利収益、信用減損及び認識の中止時の利得又は損失は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で純損益に認識する。
- (b) 他のすべての利得及び損失は OCI に認識する。

(回答)

14. 基本的に同意する。
15. 邦銀における負債性金融商品 (有価証券) を保有する目的は、保有を通じた元本および利息の回収、流動性ニーズの充足、金利リスクの管理等多様である。FVOCI 区分を導入することで、財政状態計算書において公正価値情報が提供され、損益計算書においては純損益ベースで償却原価と同じ情報が提供されることとなり、償却原価と FVPL の 2 区分の場合に比べて、経済実態が財務諸表により適切に反映され、関連性の高い情報が提供されるものと考えられる。

(FVOCI に区分される負債性金融商品の範囲)

16. 但し、FVOCI で測定される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている契約キャッシュ・フロー要件が適格な負債性金

融商品（適格負債性金融商品）に限定されるべきではなく、契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている契約キャッシュ・フロー要件が非適格な負債性金融商品（非適格負債性金融商品）も含まれるべきだと考える。

17. 契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルの中で保有されている非適格負債性金融商品について、財政状態計算書において公正価値を表示することには合意するが、公正価値の変動を企業の業績を表す純損益に含めて表示することに対しては、事業モデルと整合性がとれていないという問題があると考えられる。
18. 契約キャッシュ・フローを回収する目的で資産を管理している事業モデルでは、一般に、公正価値変動に基づく管理と業績評価を行ってはならず、償却原価ベースでの管理と業績評価が行われていることが想定される。企業が管理していない公正価値の変動が純損益に含められた場合には、財務諸表が企業の経済実態を正確に反映し、財務諸表利用者に対してより関連性の高い情報が提供されているとはいえない。
19. したがって、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルにおいて保有されているものの、契約キャッシュ・フロー要件を満たさない金融商品については、FVOCI に分類し、財政状態計算書において公正価値情報を提供しつつ、損益計算書において償却原価と同様の情報を提供する方法を提案する。

		契約キャッシュ・フロー要件	
		適格	非適格
事業モデル	契約キャッシュ・フローの回収を目的	償却原価	<b>FVPL(残余)– FVOCI</b>
	契約キャッシュ・フローの回収と売却の双方を目的	FVOCI	FVPL (残余)
	上記以外 (売却を目的)	FVPL (残余)	FVPL (残余)

#### 質問 5

本公開草案は、3つの事業モデルを区別する方法に関する十分で運用可能な適用指針を提案していると考えられるか（事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で資産を管理することであるかどうかの決定を含む）。それらの事業モデルを記述するために提供しているガイダンスに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。どのような追加のガイダンスを提案するか、またその理由は何か。

本公開草案は、IFRS 第9号における現行の公正価値オプションを、そうでなければ強制的にOCIを通じて公正価値で測定される金融資産について利用できるようにすることを提案している。すなわち、本公開草案は、次の場合に、こうした金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することを認めると提案している。その場合とは、こうした指定により測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることもある）が除去されるか又は大幅に低減する場合である。IFRS 第9号の既存の公正価値オプションに従って、こうした指定は当初認識時に行い、取消不能とする。

(回答)

20. 提案されているガイダンスに同意しない。以下に述べる論点について更なる改善を期待する。

(公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産)

21. B4.1.6 に「公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産のポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているものではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で管理されているものでもない。」とあるが、FVOCI で測定される金融資産については OCI を経由した純資産への変動を管理するため、公正価値に基づく管理・業績評価が一定程度必要となる。
22. 公正価値に基づく管理・業績評価を行っただけでは、FVOCI への区分が否定されないように、B4.1.6 のガイダンスが修正されるべきである。

(契約キャッシュフローの回収と売却を行うという事業モデル)

23. 公開草案に記載されている設例は、流動性ニーズに焦点をあてた設例となっているが、金利リスクの管理にも焦点をあてた設例の追加を要望する。邦銀の中には、金利リスクを管理するために、または一定の金利プロファイルを維持するために、文書化した投資方針に基づき契約上キャッシュ・フローの回収と売却を行うという事業モデルを保有する銀行がある。このような事業モデルにおいては、金利、流動性または経済環境の状況によっては、売却の頻度が高くも低くもなりうる。このような事業モデルは、契約キャッシュ・フローの回収と売却を行うという事業モデルに該当するということを明確化する設例を追加頂きたい。なお、FASB が 2013 年 2 月 14 日に公表した、会計基準アップデート (ASU) 公開草案「金融商品－全体 (サブトピック 825-10) : 金融資産と金融負債の認識及び測定」の 55 - 36 項に我々の問題意識を説明した設例があるので参照頂きたい。

(回収目的と整合的な売却)

24. B4.1.3 に「契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有するという目的と矛盾するものではない」売却の例として、「当該金融資産の信用度が悪化して、もはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなった場合」が挙げられている。この「信用度が悪化」が厳格に解釈されることを懸念する。
25. 具体的には、「信用度の悪化」が、IFRS9 のフェーズ 2 : 減損において議論されている「信用度の悪化」と関係があると解釈された場合に、実際に信用度が悪化したことが認識されるまで売却が制限され、その結果、売却損が拡大するという懸念が考えられる。
26. また、金融機関では、信用リスク管理の一環としてポートフォリオベースでの信用集中を緩和するために一部の金融資産を売却することもある。そのような売却も、ポートフォリオ全体として契約キャッシュ・フローの回収を可能な限り確保するための売却であると考えられる。
27. 以上を踏まえて、例示として、(1)「当該資産の信用度が悪化したという客観的事実がなくとも、悪化するリスクを企業が認識した場合」および(2)「信用リスク管理の一環としてポートフォリオベースでの信用集中を緩和する場合」の追加が検討されることを期待する。

#### 質問 9

IFRS 第 9 号への移行に関して IASB が考慮すべき初度適用企業に特有の考慮事項があると考えるか。その場合、どのような考慮事項なのか。

(回答)

28. 金融機関では対象となる金融商品の取扱件数が膨大であり、また、IFRS 第 9 号の適用は財務報告のみならず管理会計やリスク管理にも多大な影響を及ぼすため、初度適用に際して以下の事項が考慮されることを期待する。

(比較情報の修正再表示－従前の会計原則)

29. 初度適用企業以外については、7.2.14 によれば過去の期間について修正再表示する必要がないとされている。一方、初度適用企業については、IFRS 第 1 号の E1・E2 において、2012 年 1 月 1 日前に開始する事業年度に IFRS を採用した企業は比較年度について IFRS 第 9 号の要求事項に代えて従前の会計原則を適用することが選択できるとされているが、IFRS 第 9 号の発効日が延期されているにも関わらずこの規定の日付については修正されていない。IFRS 第 1 号を修正し、初度適用企業に対して比較情報の修正再表示を免除する規定を設けることを要求する。
30. また、仮に、IASB が全ての初度適用企業に免除規定を設けることは望ましくないと考えるのであれば、IFRS 移行日（すなわち比較期間の期初）が最終基準公表日以前の初度適用企業に限定することが考えられる。

(IFRS 第 9 号の過去の版の適用)

31. IFRS 第 9 号完成版の公表日から 6 か月経過した後は、IFRS 第 9 号の過去の版の新規適用を禁止するという提案については、IFRS 第 9 号以外の基準に対しても準備作業を行っている初度適用企業にとっては実務的に対応が困難となる可能性が非常に大きいと考えられる。したがって、初度適用企業が最終基準公表日以前に IFRS 移行日を設定している場合には、IFRS 移行日時点で存在する IFRS 第 9 号の過去の版の適用も認めることを要求する。

(改変された経済的関係の評価)

32. 7.2.4A に改変された経済的関係を B4.1.9A から B4.1.9E の要求通りに遡及的に評価することが実務上不可能である場合の経過措置が記載されているが、これに加えて「改変された経済的関係の評価は移行日以降のキャッシュ・フローについて実施」できる選択肢を追加頂きたい。

33. 以下の論点について、具体的な回答が本公開草案で求められていないものの、我々は重要であると考えていることから検討をお願いする。なお、過去の他の公開草案等に対して、これまで我々が主張してきたものが含まれている。

○組込要素の分離処理の容認規定導入

34. 本公開草案では、「金融資産については分離をしない」かつ「金融負債については、密接に関連による分離を行う」というアプローチを維持することとしているが我々はこのアプローチを支持しない。
35. 金融資産・金融負債ともに、「管理上、組込要素を区分しているときは、分離処理することができる」という分離処理を容認する規定を設けるべきであるとする。

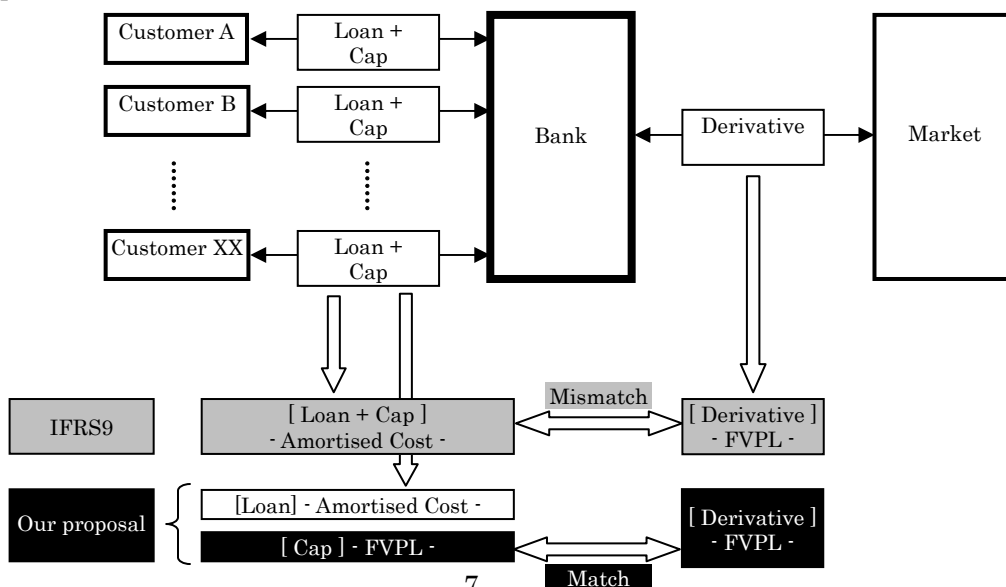
36. 現在、邦銀では、複合金融商品について、貸出金等の主契約部分と内在するデリバティブをそれぞれ区分し、主契約部分については契約キャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、デリバティブについては内在するリスクを適宜市場においてヘッジを行うという実務が定着している。
37. 組込要素がデリバティブとして別個に管理されている場合、会計上も分離することで財務諸表利用者により関連性のある情報が提供されることになる。

(一体で償却原価に区分された場合の問題)

38. 例えば、デリバティブ内在貸出金が一体で償却原価に区分された場合、内在するデリバティブの公正価値変動は財務諸表に表現されないが、ヘッジとして使われているデリバティブのみが公正価値の変動をもたらすことになる。結果として、損益のマッチングが実現されず、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないこととなる。また、このケースでは、ヘッジ会計を適用することも考えられるが、顧客に提供する複合金融商品に内在するデリバティブの金額があまりにも小額、かつ、その条件が少しずつ異なるため、ヘッジ会計の適用が実務的に困難である。

39. したがって、金融資産・金融負債ともに、「管理上、組込要素を区分しているときは、分離処理することができる」という分離処理を容認する規定を設けるべきであるとする。(下図参照)

(Example)



○非上場株式の公正価値測定に関する例外規定

40. 非上場株式については、公正価値評価ではなく、取得原価の財政状態計算書への計上を許容すべきである。

(財務諸表の透明性、企業間比較可能性)

41. 株式の評価方法は、純資産価額法、DCF法、類似業種比較法と多様な評価手法が存在する。また、商品設計も、普通株式だけではなく優先株等の多様な商品が含まれ、将来キャッシュ・フローが確定している商品ではないため、唯一絶対の評価方法はない。
42. つまり、各社が独自に算定した公正価値で財政状態計算書に計上することは、投資家にとって財務諸表の透明性、および企業間の比較可能性を損なうことが懸念される。
43. 特に、上場株式と比較すると、一般に非上場株式は市場で容易に売却できないことから、含み益をP/LもしくはOCIに計上した場合、実現可能性の低い利益(OCI)の計上となり、かえって投資家の判断を誤らせる可能性がある。
44. また、監査上、算出された評価額に対する妥当性の判断も困難と推察される。

(実務負荷と比較した場合の投資情報の有用性向上)

45. 非上場株式を公正価値で評価する場合、外部の評価機関の利用、企業内での体制整備等多大な実務負荷(公正価値取得費用)が生じる。
46. このような多大な実務負荷が生じる一方で、上記で述べたように非上場株式の公正価値での評価は、投資情報の有用性に必ずしもつながらないため、コスト・ベネフィットの観点から、かえって株主、投資家の利益を害する結果となる懸念がある。

○資本性金融商品への投資の公正価値の事後的な変動をOCIに表示するという選択(OCIオプション)

47. 概念フレームワークプロジェクトの中で、OCIのリサイクリングおよび投資信託の受益証券やエクイティファンドへのOCIオプションの適用の検討が行われることを期待する。

(OCIオプションを適用した資本性金融商品への投資のリサイクリング)

48. FVOCI区分の負債性金融商品はリサイクリングする一方、OCIオプションを適用した資本性金融商品についてリサイクリングしない、と会計処理が異なっている。概念フレームワークプロジェクトの中でOCIのリサイクリングについて検討が行われることを期待する。

(OCIオプション適用範囲の拡大)

49. IFRS第9号は、売買目的保有ではない資本性金融商品への投資に対してOCIオプションの適用を認めている。邦銀は投資信託受益証券やエクイティファンドといった形式で株式を間接的に保有している。このような投資は短期的な売却を目的とせず、その毎期の公正価値の変動が企業の業績を示す当期純利益に影響を及ぼすと、企業の経済的な実態が適切に財務諸表に反映されない。そのため、概念フレームワークプロジェクトの中で、投資信託の受益証券やエクイティファンドへのOCIオプション適用の検討が行われることを期待する。



○発効日延期の検討要望

50. 「減損」の基準を確定する際に、再度強制適用日の妥当性を検証のうえ、発効日の延期を再検討して頂きたい。

51. 「発効日と移行方法」(2010年10月)に対する全銀協意見書(2011年1月31日)においても説明しているとおり、金融機関にとって金融商品を規定するIFRS第9号への対応は財務報告だけでなく、管理会計・リスク管理に多大な影響を及ぼすものであり、IFRS第9号の他の構成要素である「減損」等の基準化後、適用までの準備期間として1～2年では短すぎると考える。

○FVOCIに区分された負債性金融商品へのヘッジ会計適用の明確化

52. FVOCIに区分された負債性金融商品が、ヘッジ対象として適格であることを明確化すべきである。

53. FVOCIに区分された負債性金融商品は、デリバティブ取引を用いてその金利や為替などの市場性リスクに起因する公正価値の変動であるOCIの変動をヘッジすることもあり、ヘッジ会計を適用することで経済実態が財務諸表上により適切に反映されることになる。

○ノンリコースローンに関するガイダンス追加

54. ノンリコースローンへの契約キャッシュ・フロー要件の適用方法が不明確であり、設例の追加を要望する。

55. IFRS第9号(2010年)B4.1.16・B4.1.17において、ノンリコースローンには特定期間の元本残高に関連する貨幣の時間価値および信用リスクの対価以外の要因に対する支払いが含まれることがある旨、およびノンリコースローンの契約キャッシュ・フロー要件を判断するにあたってはルック・スルーすることが求められる旨が記載されているが、その適用方法がわかりにくい。

56. そのため、契約キャッシュ・フロー要件を満たす場合と満たさない場合の設例の追加を要望する。また、その際は、2010年9月のIASBボードミーティングの資料5Cに記載されていたプロジェクトファイナンスの例を使用することが考えられる。

○証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件適用にあたっての簡便法導入

57. 証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件の適用にあたっての現行の規定は実務上負担が大きいため簡便法の導入を要望する。

58. 証券化商品への契約キャッシュ・フロー要件の適用については、IFRS第9号(2010年)B4.1.20

から B4.1.26 等にガイダンスが示されており、証券化商品の原金融商品の詳細をルック・スルーすることが要求されている。しかし、個別の証券化商品について個別にガイダンスに示された通りの確認を行うのは実務上の負担が大きく実務上運用可能でない。

59. そのため、我々は以下の簡便法の導入を要望する。

- (a) IFRS 第 9 号 (2010 年) BC4.26 の意図を踏まえ、最上位のトランシェについては、LTV(Loan to Value)等の水準により、組成時に、企業自身が、裏付資産が十分なキャッシュ・フローを生むことを確認している場合には、詳細な手続を省略できる。
- (b) 裏付資産の平均利回りよりも低い利回りのトランシェについては契約キャッシュ・フロー要件上、適格となる。

以 上